

令和 6 年度 労働報酬下限額について

1 工事請負契約

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第 8 条第 1 項第 1 号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約：農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下「公共工事設計労務単価」という。）

(2) 令和 5 年度における労働報酬下限額

(単位：円／1日当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	24,030	27	普通船員	23,850
02	普通作業員	21,510	28	潜水士	40,770
03	軽作業員	15,120	29	潜水連絡員	29,610
04	造園工	21,420	30	潜水送気員	28,800
05	法面工	27,270	31	山林砂防工	26,100
06	とび工	26,910	32	軌道工	46,890
07	石工	26,640	33	型わく工	24,750
08	ブロック工	24,840	34	大工	24,840
09	電工	25,920	35	左官	26,550
10	鉄筋工	26,100	36	配管工	23,130
11	鉄骨工	23,850	37	はつり工	24,570
12	塗装工	28,170	38	防水工	29,520
13	溶接工	29,160	39	板金工	27,630
14	運転手(特殊)	24,930	40	タイル工	26,820
15	運転手(一般)	20,160	41	サッシ工	26,100
16	潜かん工	28,890	42	屋根ふき工	27,630
17	潜かん世話役	35,910	43	内装工	26,820
18	さく岩工	30,600	44	ガラス工	25,830
19	トンネル特殊工	27,900	45	建具工	26,820
20	トンネル作業員	24,210	46	ダクト工	23,310
21	トンネル世話役	32,850	47	保温工	22,590
22	橋りょう特殊工	28,350	48	建築ブロック工	26,640
23	橋りょう塗装工	28,170	49	設備機械工	22,860
24	橋りょう世話役	33,210	50	交通誘導警備員A	16,110
25	土木一般世話役	26,010	51	交通誘導警備員B	13,950
26	高級船員	30,060			

【参考1】 条例(要綱)に基づく労働報酬下限額(最低賃金水準額)の設定状況

平成22年度～平成26年度 公共工事設計労務単価の100分の80を乗じて得た額
 平成27年度 同上 100分の85を乗じて得た額
 平成28年度～令和5年度 同上 100分の90を乗じて得た額

【参考2】 公共工事設計労務単価に対する契約業者(2,000万以上)の労務単価割合

【参考】 令和4年4月から令和5年3月末まで

案件別平均	契約件数	構成比%	
105%以上	20	24.7	100%以上 42.0
100～105%未満	14	17.3	
95～100%未満	17	21.0	95%以上 63.0
90～95%未満	30	37.0	
計	81	100	

【参考3】 令和5年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況

	千代田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	足立区	北区	江戸川区
東京都の公共工事設計労務単価に対する割合	90%	90%	85%	90%	90%	90%	90%	90%	90%

【参考4】 令和5年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況

新宿区における労働報酬下限額は1日あたり11,760円(1時間あたり1,470円に相当)

	状況
目黒区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,470円)
世田谷区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
渋谷区	職員給与条例に定められた額を勘案(1時間あたり1,172円)
中野区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
杉並区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
足立区	東京都における公共工事設計労務単価(令和4年度)の「軽作業員」の71%(1時間あたり1,384円)
北区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
江戸川区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%

※千代田区については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

<p>根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2号</p> <p>区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。</p> <p>業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額</p>

当該各号に定める額

その他の事情

両方を勘案して定める

※どちらか一方を基準とするものではありません。

(2) 参考資料

【参考1】要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移（新宿区）＜各年4月に変更＞

設定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間単価 (1時間あたり)	1,020円	1,050円	1,050円	1,080円	1,202円
前年との差額	+30円	+30円	±0円	+30円	+122円

(郊外施設)

	施設名	所在地	令和5年度 労働報酬下限額 (最低賃金額)
区民保養施設	中強羅区民保養所 「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄 下郡箱根町	1,102円
	区民健康村 「グリーンヒル八ヶ岳」	山梨県北杜市 長坂町	930円
区外学習施設	女神湖高原学園 「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久 郡立科町	939円

【参考 2】最低賃金額の推移(東京都) <各年 10 月に変更>

発効年月	令和元年 10 月	令和 2 年 10 月	令和 3 年 10 月	令和 4 年 10 月
最低賃金額 (1 時間あたり)	1, 0 1 3 円	1, 0 1 3 円	1, 0 4 1 円	1, 0 7 2 円
前年との差額	+ 2 8 円	± 0 円	+ 2 8 円	+ 3 1 円

【参考 3】令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安

令和 5 年 7 月 2 8 日に開催された中央最低賃金審議会で、令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられた。答申のポイントは以下のとおり。

<p>【答申のポイント】 (ランクごとの目安)</p> <p>各都道府県の引上げ額の目安については、A ランク 4 1 円、B ランク 4 0 円、C ランク 3 9 円。</p>

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は 1, 002 円となる。この場合全国加重平均の上昇額は 41 円 (昨年度は 31 円) となり、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降最高額となる。引上げ率は 4. 3% (昨年度は 3. 3%)。

【参考 4】令和 5 年人事院勧告の主な概要

- (1) 特別給 (期末手当・勤勉手当) については、支給月数を 0. 1 0 月引き上げる (4. 5 0 月)。
- (2) 月例給については、民間給与との較差 (△3, 869 円、△0. 96%) を埋めるため、総合職試験及び一般職試験 (大卒程度) に係る初任給を 11, 000 円、一般職試験 (高卒者) に係る初任給を 12, 000 円引き上げる。これを踏まえ、若年層に重点を置き、俸給表を引き上げ改定する。平均改定率は 1 級 (係員) で 5. 2%、2 級 (主任等) で 2. 8%。

【参考 5】 都内公契約条例制定自治体の令和 5 年度労働報酬下限額の設定状況
別紙 1 参照

【参考 6】 令和 4 年度委託契約における労働報酬下限額

区の業務委託の発注に当たっては、市場価格なども調査して、業務に必要な経費を積算している。令和 4 年度契約案件の労働環境確認報告書を分析すると、労働報酬下限額の平均額は 1,366 円であった。

令和 4 年度委託契約における労働報酬下限額

1 時間あたりの下限額		件数	割合	
1080 円		60	21.0%	
1081 円以上	1100 円以下	47	16.4%	
1101 円以上	1200 円以下	37	12.9%	
1201 円以上	1300 円以下	25	8.7%	
1301 円以上	1400 円以下	23	8.0%	
1401 円以上	1500 円以下	44	15.4%	
1501 円以上	1600 円以下	17	5.9%	
1601 円以上	1700 円以下	4	1.4%	
1701 円以上	1800 円以下	0	0.0%	
1801 円以上	1900 円以下	3	1.0%	
1901 円以上	2000 円以下	6	2.1%	(単位：円)
2001 円以上		20	7.0%	平均値
計		286	100.0%	1,366

【参考 7】 新宿区における入札状況（落札率）

	落札率の平均値		
	工事	委託	物品
入札全体	86.17% (136 件)	83.25% (447 件)	87.44% (123 件)
区長契約のみ	86.86% (56 件)	86.18% (102 件)	90.42% (26 件)
公契約条例対象のみ	86.86% (56 件)	86.73% (82 件)	—

※単価合計方式による入札を除く

※売却のための入札を除く